

山陽小野田市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則新旧対照表

改正後								改正前									
別表（第2条関係）								別表（第2条関係）									
所 属	職 種	勤務時 間	勤務時間の割振 り			休憩時間	週休日	備考	所 属	職 種	勤務時 間	勤務時間の割振 り			休憩時間	週休日	備考
			区分	始業 時刻	終業 時刻							区分	始業 時刻	終業 時刻			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
歴 史 民 俗 資 料 館	歴 史 民 俗 資 料 館 の 業 務 に 従 事 す る	休憩時 間を除 き2週 間を平 均し、 1週間 当たり 38時 間45 分	勤務 日	午前 8時 30分	午後 5時 15分	勤務時間中 に1時間と し、その時 限は館長が 定める。	月曜日並 びに2週 間を通じ て2日及 び館長が 指定する 日		歴 史 民 俗 資 料 館	歴 史 民 俗 資 料 館 の 業 務 に 従 事 す る	休憩時 間を除 き2週 間を平 均し、 1週間 当たり 38時 間45 分	勤務 日	午前 8時 30分	午後 5時 15分	勤務時間中 に1時間と し、その時 限は館長が 定める。	月曜日並 びに2週 間を通じ て2日及 び館長が 指定する 日	

議案第16号参考資料

	職員													
青年の家	青年の家の業務に従事する職員	休憩時間を除き4週間を平均し、1週間当たり38時間45分	勤務日	午前8時30分	午後5時15分	勤務時間中に1時間とし、その制限は所長が定める。	火曜日、水曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日							
	職員													
きらら交流館	きらら交流館の業務に従事する職員	休憩時間を除き4週間を平均し、1週間当たり38時間45分	勤務日	午前8時30分	午後5時15分	勤務時間中に1時間とし、その制限は館長が定める。	4週間を通じ8日及び館長が指定する日							
青年の家	青年の家の業務	休憩時間を除き4週間を平均し、1週間当たり38時間45分	勤務日	午前8時30分	午後5時15分	勤務時間中に1時間とし、その制限は所長が定める。	火曜日、水曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律							

